

専決処分の承認を求めることについて

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月23日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

大磯町長 池田 東一郎

理由

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、国では、令和5年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における「新型インフルエンザ等感染症」としての位置づけから、「5類感染症」に位置づけることを決定した。

これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策に従事する国家公務員の「防疫等作業手当」の特例を廃止する人事院規則の改正が、令和5年5月8日に公布、施行された。

これを受け、本町においても、大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年大磯町条例第13号）において、国の人事院規則の特例に準じて措置した感染症業務手当の特例を廃止する規定の改正を行う必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 5 月 8 日

大磯町長 池田 東一郎

大磯町条例第 14 号

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年大磯町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。